

●香川県告示第241号

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成23年6月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(特殊物品購入等審査会等の意見)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、別表10の項から15の項までに掲げる措置要件を事由として第2条第1項から第3項までの規定により指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。</p> <p>別表（第2条—第4条・第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">措 置 要 件</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>14 契約等の相手方が10の項から前項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>15 10の項から13の項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前項に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契</td> <td>当該認定をした日から1月以上6月以内</td> </tr> </tbody> </table>	措 置 要 件	期 間	1～12 略		13 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	略	14 契約等の相手方が10の項から前項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。	略	15 10の項から13の項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前項に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契	当該認定をした日から1月以上6月以内	<p>(特殊物品購入等審査会等の意見)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、別表10の項から14の項までに掲げる措置要件を事由として第2条第1項から第3項までの規定により指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。</p> <p>別表（第2条—第5条・第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">措 置 要 件</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有しているとき。</td> <td>当該認定をした日から1月以上6月以内</td> </tr> <tr> <td>14 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団又は暴力団関係者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められるとき。</td> <td>当該認定をした日から1月以上6月以内</td> </tr> </tbody> </table>	措 置 要 件	期 間	1～12 略		13 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有しているとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内	14 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団又は暴力団関係者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
措 置 要 件	期 間																		
1～12 略																			
13 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	略																		
14 契約等の相手方が10の項から前項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。	略																		
15 10の項から13の項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前項に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契	当該認定をした日から1月以上6月以内																		
措 置 要 件	期 間																		
1～12 略																			
13 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有しているとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内																		
14 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団又は暴力団関係者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内																		

約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

16～21 略

15～20 略

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月10日から施行する。
- 2 改正後の香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。